

令和 7 年 6 月定例月議会

6 月 補 正 予 算 参 考 資 料
(第 2 号)

目 次

1. 一般会計

【民生費】

- ・【物価高騰対策】定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費・事務費・・・・・・・・・ 3

物価高騰
対策

定額減税補足給付金（不足額給付） 給付事業費・事務費

1. 目的

物価高騰で影響を受けている市民への経済的支援を行うため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度に給付した当初調整給付金に不足が生じた納税義務者等に対し、定額減税補足給付金（不足額給付）を給付する。

2. 内容

下記①または②に該当する場合、給付を行う。

- ① 【不足額給付Ⅰ】「不足額給付時における調整給付所要額」―「当初調整給付時における調整給付所要額」において、追加の給付が生じる場合（※1万円未満切り上げ）
- ② 【不足額給付Ⅱ】本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯主・世帯員にも該当しなかった場合（※原則4万円）

<事業規模>

○事業費 1,311,000千円

① 【不足額給付Ⅰ】	28,900件	867,000千円
② 【不足額給付Ⅱ】	11,100件（×4万円）	444,000千円

○事務費 156,800千円

・需用費（消耗品費）	485千円
・役務費（郵便料、電話代、振込手数料）	15,058千円
・委託料（データ抽出、事務処理、コールセンター、窓口）	140,898千円
・使用料及び賃借料（コピー機使用料、作業会場使用料等）	359千円

<スケジュール>

振込案内や確認書の送付及び振込開始は、8月下旬～9月を想定。

- （1）支給対象者のうち、過去の給付金事業において本市が保有している口座情報を活用できる者については、対象者の意向を確認の上、プッシュ型で振込む。
- （2）（1）以外の支給対象者については、確認書による申請またはオンライン申請を経て審査の後、順次、振込希望口座へ入金。

3. 補正予算額

1,467,800千円（財源内訳）国庫支出金(10/10) 1,467,800千円

○給付金・定額減税一体措置（イメージ図）

